## 鹿児島県公報

令和5年3月31日(金)第400号の20



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目	次

(※については例規集登載事項)

ページ

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令(※)

訓

(人事課取扱い) 1

訓

## 鹿児島県訓令第5号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程(平成19年鹿児島県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項第5号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表10の項を次のように改める。

10 個人情 報の保護 に関する 法律(平	(1) 保有個人情報及 び個人情報関連情 報の提供を受ける ものに対する措置	振興局		0	0	所長	
成15年法	要求 (法70, 72)						
律第57号)	(2) 個人情報ファイ	振興局		0	0	所長	
の施行に	ル簿の作成及び公						
関する事	表 (法75)						
務	(3) 開示請求者, 訂	振興局		$\circ$	$\circ$	所長	
この項							
中個人情	停止請求者(以下						
報の保護	この項中「請求者」						
に関する	という。)に対する						
法律を	補正の要求(法77						
「法」,	3, 913, 993)						
鹿児島県	(4) 開示請求,訂正	振興局		$\circ$	$\circ$	所長	
個人情報	請求又は利用停止						
の保護に	請求に対する決定						
関する法	及び請求者への通						
律施行条	知 (法82, 93,						
例(令和	101)						
4年鹿児	(5) 開示請求に係る	振興局		0	0	所長	
島県条例	事案の移送の決定						
第33号)	及び開示請求者へ						
を「条例」	の通知(法85①)						

という。	(6) 第三者に対する 意見書提出の機会 の付与等(法86, 107①)	振興局		0		所長	T C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
	(7) 開示決定等,訂 正決定等又は利用 停止決定等の期限 の延長に係る決定 及び請求者への通 知(法94②,102 ②,条例3②)	振興局		$\bigcirc$		所長	A
	(8) 開示決定等, 訂 正決定等又は利用 停止決定等の期限 の特例に係る決定 及び請求者への通 知 (法95, 103, 条例4)	振興局		0	C	所長	
	(9) 訂正請求に係る 事案の移送の決定 及び訂正請求者へ の通知(法96①)	振興局		0	С	所長	
	(10) 保有個人情報の 提供先への訂正内 容の通知(法97)	振興局	, ,	0		///	

別表第1の18の項第6号中「行政管理室長」を「行政経営推進室長」に改める。

別表第4総務企画部の表25の項第2号中「8①②, 9③, 12③」を「8①③, 9③」に改め, 同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第4保健福祉環境部の表17の項に次の1号を加える。

(23) 行政手続におけ	振興局		0	0	事務所	
る特定の個人を識					長	
別するための番号						
の利用等に関する						
法律(平成25年法						
律第27号) 第22条						
第1項の規定によ						
り提供義務のある						
特定個人情報の副						
本登録及び更新						

別表第4保健福祉環境部の表18の項中第18号を第19号とし、第10号から第17号までを1号ず つ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 行政手続におけ	振興局		0	0	事務所	
る特定の個人を識					長	
別するための番号						
の利用等に関する						
法律第22条第1項						
の規定により提供						
義務のある特定個						
人情報の副本登録						
及び更新						

別表第4保健福祉環境部の表20の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の 次に次の2号を加える。

(7) 有料老人ホーム	振興局			$\bigcirc$				
の設置者等からの								
運営状況等の報告								
の徴収及び立入検								
査等の実施(法29								
(13)								
(8) 有料老人ホーム	振興局	$\circ$						
の設置者に対する								
運営等の改善命令								
(法第29⑮)								
则主势 4 促进行机理控	☆7 の <b>≠</b> 0.7	O TH	17 1/4	D 1	ロナ.	±n .≥	フ	

別表第4保健福祉環境部の表27の項に次の1号を加える。

(42) 行政手続におけ	振興局		$\circ$	$\circ$	事務所	
る特定の個人を識					長	
別するための番号						
の利用等に関する						
法律第22条第1項						
の規定により提供						
義務のある特定個						
人情報の副本登録						
及び更新						

別表第4保健福祉環境部の表28の項事務の種類の欄中「障害児童手当及び特別障害者手当 の支給に関する省令」を「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」に改め, 同項に次の1号を加える。

(23) 行政手続におけ	振興局		0	0	事務所	
る特定の個人を識					長	
別するための番号						
の利用等に関する						
法律第22条第1項						
の規定により提供						
義務のある特定個						
人情報の副本登録						
及び更新						

別表第4農林水産部の表8の項事務の種類の欄中「過疎地域自立促進特別措置法(」を「過 疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。)」に改め、同項第1号 及び第2号中「26」を「21」に改め、同表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から 34の項までを1項ずつ繰り上げ、同表35の項第6号中「18」を「50」に改め、同項第10号中 「34の2」の次に「,34の3」を加え、同項第14号中「,省令22の18の4」を削り、同項第15 号中「22の18の5」を「77」に改め、同項を同表34の項とし、同表中36の項を35の項とし、37 の項から56の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

56 環境と	(1) 環境負荷低減事	振興局		0			
調和のと	業活動実施計画						
れた食料	(変更を含む。)及						
システム	び特定環境負荷低						
の確立の	減事業活動実施計						
ための環	画(変更を含む。)						
境負荷低	の認定(法19⑤,						
減事業活	2014, 215, 22						
動の促進	14)						

等に関す る ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 (	(2) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の処理(法20②, 22②)	振興局		0		
という。) の施行に 関する事	(3) 環境負荷低減事 業活動実施計画及 び特定環境負荷低	振興局		0		
務	減事業活動実施計 画の認定の取消し (法20③, 22③)					
	(4) 認定農業者から の認定計画の実施 状況に係る報告の 徴収(法46①)	振興局		0		

別表第4建設部の表25の項中第38号を第39号とし、第22号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、同項第21号中「87の3③④⑤⑥」を「87の3③④⑤⑥⑦」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第20号を第21号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号中「85⑤⑥」を「85③④⑤⑥⑦」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「85①④」を「85①」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(4) 容積率の緩和の	振興局		$\circ$	$\circ$	屋久島	
認定 (法52⑥Ⅲ)					事務所	
					長徳	
					之島事	
					務所長	

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。